

交通課だより

No.11

令和8年8月
平戸警察署
交通課
Tel 0950-22-3110

～ 平戸市にお住まいの皆様へ～

※追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制の廃止検討※

現在、全国警察では交通流等の変化に伴い、交通規制の見直しを実施しているところであり、長崎県下においても、随時、交通情勢に合わせた交通規制の見直しを実施しています。

つきまして、**紐差町所在の中部中学校入口交差点先付近から草積町所在の根獅子道バス停先付近まで（約800m）の間の、国道383号上**に実施されている、

追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止（通称はみ禁）

の交通規制について、

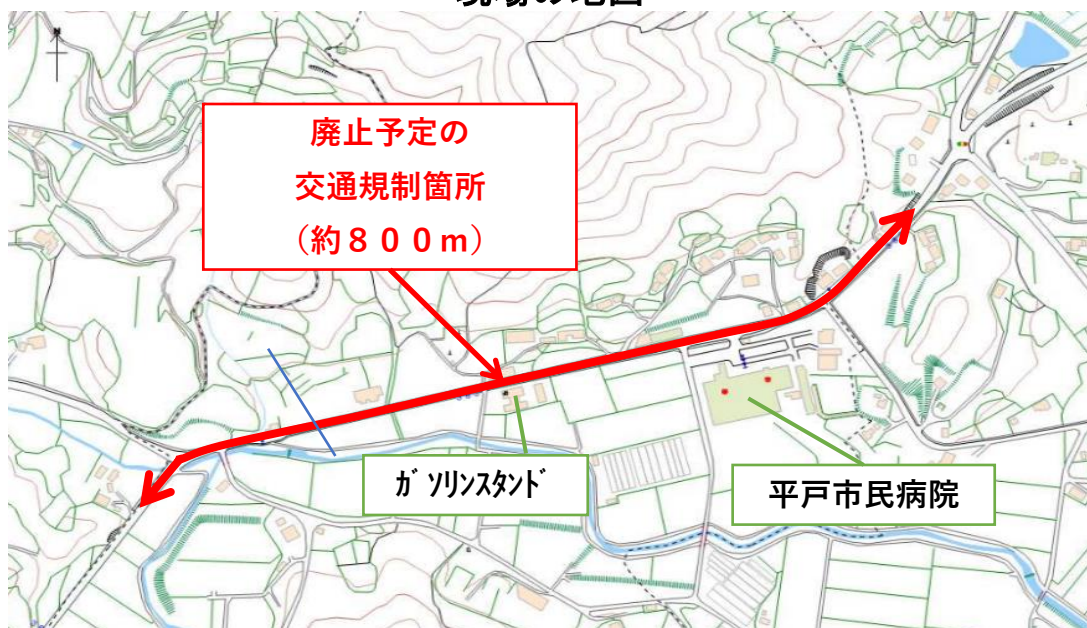
- ・ 見とおしが良く、はみ出し通行による危険性が少ない
- ・ 直線部分が多い

などの理由から、交通規制の必要性が低く廃止を検討しているところです。

交通規制の廃止について、ご理解ご了承をお願い申し上げます。

規制廃止が承認された場合、廃止時期は、令和9年度の予定です。（詳細未定）

現場の地図



本交通規制（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）を廃止した場合、同区間における追い越しが可能となりますが、高速度での走行は重大な交通事故の原因ともなり得ます。

同区間には、**最高速度50キロ毎時の交通規制**が実施されていますので、引き続き交通規制を遵守した安全運転に努めていただくよう、併せてお願い申し上げます。

交通規制に関するご意見・ご要望等は

平戸警察署交通課 Tel0950-22-3110（内線415ほか）
にお知らせください。